



Trade Mark

商標

特許業務法人 藤本パートナーズ 田中 成幸◇弁理士



当社は以前から、ある模様をかばんの柄として使用しておりましたが、先日、他社がその模様と同じものを商標として商品「かばん」の範囲に出願していることが分かりました。その模様自体は単調な図形で構成されており昔からなじみのあるものと思われそうですが、当社としては直ちにこの模様の使用をやめるべきでしょうか。

(京都府 J. I)



1. はじめに

一般に模様の連続する図形等により構成されるものは地模様といわれ、生地やそれを加工して製作された服、かばん等の柄としても広く採用されています。

今回、質問者はかばんの柄として使用している地模様と同一の商標が「かばん」を指定商品として他社に出願されているとのことですが、仮にその出願が登録されると、貴社に商標権侵害のおそれが生じることを考慮すれば、この点を懸念されるのはリスク管理上ごもっともかと思われます。

では、他社による上記出願は登録され得るのでしょうか。まずは地模様の商標の登録性を考えてみましょう。

2. 地模様の商標の登録性について

本件のように地模様からなる商標は、商標審査基準では、原則、需要者が何人かの業務に係る商品または役務であることを認識することができない商標に当たり、登録できないものとされています(商標法3条1項6号)。

その一方で、地模様と認識される場合であっても、その構成において、(1)特徴的な形態が見いだされる等の事情

があるものや、(2)使用された結果、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるに至っているものについては同号に該当せず、登録が認められることもあります。その例としましては審判で登録が認められた以下のものが挙げられます。

3. 地模様の登録が認められた例

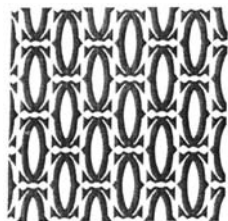
(1) 特徴的な形態が見いだされたことにより登録が認められた審決例

●不服2007-650094号事件

登録番号：国際登録860648号

商標権者：CARTIER INTERNATIONAL N.V.

指定区分：6、9、14、16、18、25、34



「C」の文字を模した図形と、当該図形を180度回転させた図形とを、一部が重なるように表してなる図形を一組の図形とし、当該一組の図形を斜めに数行配してなる構成が、単にありふれた連続模様とはいえないとして、自他商品識別力が肯定された結果、登録が認められた例。

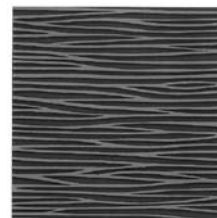
(2) 使用の結果、周知・著名性が認められて登録された審決例

●不服2015-004869号事件

登録番号：登録5864390号

商標権者：ルイ ヴィトン マルシェ

指定区分：18



請求人であるルイ・ヴィトンによって長年にわたり、「エピ」「エピマーク」の名称で継続して使用された結果、その周知・著名性が認められ、登録が認められた例。

4. おわりに

ご質問にある地模様の具体的な内容は分かりませんが、その模様が昔からなじみのある単調な図形で構成されたものということが事実であれば、登録は難しいと予想されます。

したがって、直ちにその使用を中止する必要性は低いと思われますが、念のため対象となる出願の登録の有無について定期的にウォッチングされることが望ましいでしょう。